

# 貨物自動車運送事業法令試験の実施結果について

(令和6年7月16日実施分)

## 【合格者受験番号】

大81	大82	大83	大85	大86	大88	大89	大90	大91	大92
大93	大94	京27	京28	京29	京30	京31	京32	京33	奈17
奈18	奈19	滋10	滋11	滋13	和12	兵44	兵46	兵48	兵49
兵50	兵51	兵52	兵53	兵54					

※受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。

- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日  
申請者名(法人名)  
受験者の氏名

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日  
申請者名(法人名)  
受験者の氏名

I. 次の問題の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【道路交通法】(駐車を禁止する場所)

車両は、道路標識等により駐車禁止されている道路の部分及び人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から五メートル以内の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

( )

問題2 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後六十日以内に、運賃料金設定(変更)届出書(特別積合せ貨物運送に係るものを除く。)を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

( )

問題3 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が、貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を経営したときは、一年以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

( )

問題4 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車について、六月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

I. 次の問題の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【道路交通法】(駐車を禁止する場所)

車両は、道路標識等により駐車禁止されている道路の部分及び人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から五メートル以内の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

( × )

問題2 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後六十日以内に、運賃料金設定(変更)届出書(特別積合せ貨物運送に係るものを除く。)を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

( × )

問題3 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が、貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を経営したときは、一年以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

( × )

問題4 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車(小型特殊自動車を除く。)の使用者は、自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量八トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車について、六月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( × )

問題5 【下請代金支払遅延等防止法】(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、親事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

( )

問題6 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずるよう荷主に求めなければならない。

( )

問題7 【道路運送車両法】(整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

( )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(安全管理規程等)

国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

( )

問題9 【貨物自動車運送事業法】(貨物軽自動車運送事業)

貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を最寄りの警察署に届け出なければならない。当該届出をした者が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

( )

問題5 【下請代金支払遅延等防止法】(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、親事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

( × )

問題6 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が運搬中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講ずるよう荷主に求めなければならない。

( × )

問題7 【道路運送車両法】(整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

( ○ )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(安全管理規程等)

国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

( ○ )

問題9 【貨物自動車運送事業法】(貨物軽自動車運送事業)

貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を最寄りの警察署に届け出なければならない。当該届出をした者が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

( × )

問題10 【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後九十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数(その数に未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

( )

問題12 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

( )

問題13 【労働安全衛生法】(重量表示)

一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

( )

問題14 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を営んだときは、一年以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

( )

問題10 【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後九十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( × )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数(その数に未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。

( × )

問題12 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

( ○ )

問題13 【労働安全衛生法】(重量表示)

一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

( ○ )

問題14 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を営んだときは、一年以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

( × )

問題15 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

( )

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

( )

問題17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための事業用自動車を配置しておかななければならない。

( )

問題18 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( )

問題19 【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

( )

問題15 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならず、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

( O )

問題16 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

( O )

問題17 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための事業用自動車を配置しておかななければならない。

( X )

問題18 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( O )

問題19 【貨物自動車運送事業法】(報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

( O )

問題20 【労働基準法】(労働条件の原則)

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、労働者の要求に従わなければならない。

( )

問題21 【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

( )

問題22 【貨物自動車運送事業法】(目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

( )

問題23 【貨物自動車運送事業法】(事業)

地方実施機関(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)は、その区域(国土交通大臣が定める区域)において、輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し貨物自動車運送事業者に対する指導を行うものとする。

( )

問題24 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

( )

問題20 【労働基準法】(労働条件の原則)

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、労働者の要求に従わなければならない。

( × )

問題21 【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

( ○ )

問題22 【貨物自動車運送事業法】(目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

( ○ )

問題23 【貨物自動車運送事業法】(事業)

地方実施機関(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)は、その区域(国土交通大臣が定める区域)において、輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し貨物自動車運送事業者に対する指導を行うものとする。

( ○ )

問題24 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

( ○ )

Ⅱ. 次の問題の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、その対象となる運転者として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( )
- イ. 運転者として新たに雇い入れた者 ( )
- ウ. 未成年者 ( )

問題26 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について正しいものをア～カからそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( )
- 2 事業実績報告書 ( )
- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- イ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
- エ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで

問題27 【貨物自動車運送事業法施行規則】(運送約款の記載事項)

一般貨物自動車運送事業者は運送約款を定めなければならないが、次のア～ウの中から、運送約款に記載しなければならない事項として誤っているものを一つ選び、( )内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 担当運転者の氏名
- ウ. 受取、引渡し及び保管に関する事項

( )

Ⅱ. 次の問題の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、その対象となる運転者として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( ○ )
- イ. 運転者として新たに雇い入れた者 ( ○ )
- ウ. 未成年者 ( × )

問題26 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について正しいものをア～カからそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( ウ )
- 2 事業実績報告書 ( エ )
- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- イ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内
- エ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで

問題27 【貨物自動車運送事業法施行規則】(運送約款の記載事項)

一般貨物自動車運送事業者は運送約款を定めなければならないが、次のア～ウの中から、運送約款に記載しなければならない事項として誤っているものを一つ選び、( )内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別
- イ. 担当運転者の氏名
- ウ. 受取、引渡し及び保管に関する事項

( イ )

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項があるが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ( )
- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ( )
- ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ( )

問題29 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し事業改善を命ずることができるが、次のア～ウのうち国土交通大臣が一般貨物自動車運送事業者に命ずることができる事項として誤っているものを一つ選び、( )内に記入しなさい。

- ア. 事業計画を変更すること。
  - イ. 運送約款を変更すること。
  - ウ. 社名を変更すること。
- ( )

問題30 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)  
【自動車事故報告規則】(定義)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、次のア～ウについて、届け出なければならない事故として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの ( )
- イ. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの ( )
- ウ. 救護義務違反(道路交通法第一百七十七条の罪に当たる行為をいう。)があったもの ( )

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、事業用自動車の乗務について遵守しなければならない事項があるが、次のア～ウについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ( ○ )
- イ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ( ○ )
- ウ. 携帯電話を事業用自動車に持ち込むときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。 ( × )

問題29 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し事業改善を命ずることができるが、次のア～ウのうち国土交通大臣が一般貨物自動車運送事業者に命ずることができる事項として誤っているものを一つ選び、( )内に記入しなさい。

- ア. 事業計画を変更すること。
  - イ. 運送約款を変更すること。
  - ウ. 社名を変更すること。
- ( ウ )

問題30 【貨物自動車運送事業法】(事故の報告)  
【自動車事故報告規則】(定義)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他自動車事故報告規則で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他自動車事故報告規則で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならないが、次のア～ウについて、届け出なければならない事故として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 十人以上の負傷者を生じたもの ( ○ )
- イ. 自動車に積載されたコンテナが落下したもの ( ○ )
- ウ. 救護義務違反(道路交通法第一百七十七条の罪に当たる行為をいう。)があったもの ( ○ )

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の  
令和6年7月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和6年7月	41	35	85.4%